

岡谷市教育委員会告示第 号

岡谷市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩 本 博 行

岡谷市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

別紙のとおり。

岡谷市中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することができるよう、中学校の部活動の地域移行を検討するため、岡谷市中学校部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検討委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 岡谷市立中学校を代表する校長
- (2) 教職員
- (3) 保護者を代表する者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 公募による者
- (6) その他教育委員会が特に必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には、岡谷市立中学校を代表する校長を、副委員長には、保護者を代表する者をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を処理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の部活動関係者等を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課及びスポーツ振興課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。